

IB認定校の教員等に関する要件について

○ IB認定校での活動に従事する教員等は、IBの理念やプログラムの内容に精通している必要がある。このため、国際バカロレア機構は、認定校の教員等に対し、以下のいずれかを求めている。

- 1) IB主催のワークショップへの参加（別紙1）、又は、
- 2) 大学等のIB研究コースの修了等による認定書（IB certificates）の取得（別紙2）

○ IB研究コースの設置の手続は、以下のとおり。¹

- 1) 関心の表明：
 - ・ 大学等は設置を希望するコースについて紹介した簡潔な提案書を提出する。
 - ・ IBは提案書に基づき、その後の手続を進めるか判断する。
- 2) 申請：
 - ・ 大学等はコースの概要や構成、スタッフのプロフィール、内部評価報告書等の書類をIBに提出する。
 - ・ IBは申請の内容に基づき、その後の手続を進めるか判断する。
- 3) 承認訪問：
 - ・ IBによって任命されたチームが大学等を訪問し、研究コースの審査を行う。
- 4) 正式な承認
 - ・ IBが研究コースを正式に承認する。

（参考文献）

1. International Baccalaureate Organization, Section 3: Procedures for recognition, IB educator certificates –Academic course recognition pack Ver. 3.2 (April 2012) p.1-4

I B主催のワークショップへの参加による方法

○国際バカロレア校認定 (authorization) のプロセス¹

- 1) 検討期 (Consideration phase)
- 2) 候補校申請 (Request for candidacy)
- 3) 候補校決定 (IB decision on candidacy)
- 4) コンサル訪問 (Consultation process)
- 5) 認定校申請 (Candidate phase: Request for authorization)
- 6) 確認訪問 (Verification visit)
- 7) 認定校決定 (Decision on authorization)

認定後は、少なくとも5年に1回の評価 (evaluation) が実施される²。

○認定校の教員等に求められる主な要件

PYP

<候補校申請までに満たすべき要件>³

- ① 学校長又は指名された管理職にある者は、「候補校申請：PYP」(“ Application for candidacy: Primary Years Programme”)の前に、IBカテゴリ1のワークショップに参加しなければならない。

<候補校期間中、認定校申請までに満たすべき要件>³

- ① 教育内容の責任者、及び常勤又は非常勤でPYPの生徒を指導する全ての教員は、IBカテゴリ1のワークショップに参加しなければならない。

MYP

<候補校申請までに満たすべき要件>⁴

- ① 学校長または指名された管理職にある者は、「候補校申請：MYP」(“ Application for candidacy: Middle Years Programme”)の前に、IBカテゴリ1のワークショップに参加しなければならない。

<候補校期間中、認定校申請までに満たすべき要件>⁴

- ① 少なくとも教科ごとに1人の教員、及びMYPコーディネーターは、各教科の領域及び責任に係るIBカテゴリ1のワークショップに参加しなければならない。
- ② 関係するIB事務局を通じて、全てのMYP教員を対象とした一般的なMYPワークショップを校内で開催しなければならない。

DP

<候補校申請までに満たすべき要件>⁵

- ① 学校長又は指名された管理職にある者は、「候補校申請：DP」（“Application for candidacy: Diploma Programme”）の申請前に、IBカテゴリ1のワークショップに参加しなければならない。

＜候補校期間中、認定校申請までに満たすべき要件＞⁵

- ① 全てのDP教科の教員は、関係する教科のIBカテゴリ1のワークショップに参加しなければならない。
- ② TOKの教員は、IBカテゴリ1のTOKコースワークショップに参加しなければならない。
- ③ CASコーディネータは、IBカテゴリ1のCASコースワークショップに参加しなければならない。
- ④ DPコーディネータは、IBカテゴリ1のDPコーディネーションワークショップに参加しなければならない。

これらに加え、IB認定校がその教員等をIB認定の専門的能力の開発に係る活動に参加させる機会を更に与えることが期待される。これは、専門的能力の開発に対するコミットメント等の証明となるものである。

※ワークショップの構成^{6,7}

カテゴリ1：IB認定の申請を決めた学校向けに、専門的能力や支援を提供するもの。

カテゴリ2：経験のあるIB教育者向けに、プログラムの実施に焦点を当てたフォーラムを提供するもの。

カテゴリ3：経験のある教育者向けに、専門的能力のポートフォリオを構築したり、強化したりするためのフォーラムを提供するもの。

(参考資料)

1. The IB Authorization process, IBO website, available at <https://www.ibo.org/become/authorization/> (accessed: Feb. 12th, 2014)
2. Evaluation, IBO website, available at <https://www.ibo.org/become/authorization/movingforward/> (accessed: Feb. 12th, 2014)
3. International Baccalaureate Organization, Mandatory teacher professional development, Guide to school authorization: Primary Years Programme (Oct. 2010) p.8, available at <http://www.ibo.org/become/guidance/documents/PYPGuidetoschoolauthorization.pdf> (accessed: Feb. 12th, 2014)
4. International Baccalaureate Organization, Mandatory teacher professional

- development, Guide to school authorization: Middle Years Programme (Oct. 2010) p.13, available at http://www.ibo.org/become/guidance/documents/MYPguidetoauthorization_e_final.pdf (accessed: Feb. 12th, 2014)
5. International Baccalaureate Organization, Mandatory teacher professional development, Guide to school authorization: Diploma Programme (Oct. 2010) p.8, available at http://www.ibo.org/become/guidance/documents/DP_Guidetoschoolauthorization.pdf (accessed: Feb. 12th, 2014)
 6. International Baccalaureate Organization, IB Professional Development –Global Workshop Architecture (Sept. 2010) p.1-3, available at http://ibo.org/iba/workshops/documents/IBPDGlobalArch_ENJuly2010_000.pdf (accessed: Feb. 12th, 2014)
 7. IB workshop and resources 2013-2014 catalogue, available at <http://ecatalogue.ibo.org/t/35963> (accessed: Feb. 12th, 2014)

大学等の IB 研究コースの修了等により

証明書を取得する方法

○大学等による IB 研究コース

IB が認定した大学等の IB 研究コースでは、IB 教育に関する一連の講義を提供しており、このコースを修了することにより、IB 認定校で IB 教員として活動するための「IB 教員認定」 ” IB educator certificates ” を取得することができる。「IB 教員認定」には、

- ・ 指導及び学習における IB 認定 (IB certificate in teaching and learning)
- ・ 指導及び学習研究における IB 上級認定 (IB advanced certificate in teaching and learning research)

の 2 種類がある。

*IB certificate in teaching and learning*¹

- ・ IB の運用に関連した、カリキュラム、教育上の課題、評価に関する課題の実務的な理解を目的とする。
- ・ 主として、①新しく教員資格を得た教員、②IB プログラムについて不案内な教員、③教育実習生を対象として設計されている。
- ・ 取得には、(1) 教員養成機関による IB 認定の学部又は大学院のコースを修了、(2) 教員を対象とした高等教育機関による IB 認定の大学院のコースを修了、(3) 実務経験等に基づく認定、の 3 つの方法がある。

*IB advanced certificate in teaching and learning research*¹

- ・ 経験のある IB 教員が、学術的な組織の支援を受けながら、関心のある IB 教育の領域を対象として研究を深めることを支援するもの。
- ・ 取得には、高等教育機関での IB 認定の修士課程かそれ以上のコースを修了すること、及び 5 年間の教員としての職務経験 (うち 3 年間は IB 校での勤務) が要件。

○IB 研究コース導入大学

<導入大学一覧 (23 校)>²

- ・ Adrian College, USA
- ・ Bethel University, USA
- ・ Bilkent University, Turkey
- ・ Bremen University, Germany

- ・ California State University San Marcos, USA
- ・ Curtin University of Technology, AUS
- ・ ECIS, UK
- ・ Flinders University, AUS
- ・ Fairview International University College, Malaysia
- ・ George Mason University, USA
- ・ Hong Kong Institute of Education, HK
- ・ Institution of Education University of London, UK
- ・ Loyola University, USA
- ・ Melbourne University, AUS
- ・ Murdoch University, AUS
- ・ Oakland University, USA
- ・ Royal Roads University, Canada
- ・ Universidad Camilo Jose Cela, Spain
- ・ University of Bath, UK
- ・ University of Dundee, UK
- ・ University of Durham, UK
- ・ University of Hong Kong, SAR China
- ・ University of Sussex, UK

<日本の導入例>

○玉川大学大学院教育学研究科教育学専攻修士課程「IB 研究コース」(平成 26 年 4 月～)³

対象プログラム : MYP、DP

概要 : 国際バカロレア関連科目を 12 単位修得することにより、“ IB certificate in teaching and learning” の教員資格、12 単位に加えて 10 単位を修得し修士課程を修了することにより、“ IB advanced certificate in teaching and learning research” の教員資格及び IB 研究者としての資格を取得可能。

MYP		DP	
科目名	単位数	科目名	単位数
IB 教師教育 (MYP・DP) I	2	IB 教師教育 (MYP・DP) I	2
IB 教師教育 (MYP) II	2	IB 教師教育 (DP) II	2
IB 教師教育 (MYP) III	2	IB 教師教育 (DP) III	2
IB 教育実践研究 I	2	IB 教育実践研究 I	2
IB 教育実践研究 II	2	IB 教育実践研究 II	2
全人教育研究	2	全人教育研究	2

○その他

- ・岡山理科大学 IB 教員養成コース（平成 29 年 4 月～）⁴
- ・都留文科大学 国際教育学科（平成 29 年 4 月～）⁵
- ・筑波大学大学院教育学研究科 教育学（国際教育）修士プログラム（平成 29 年 4 月～）⁶

（参考資料）

1. International Baccalaureate Organization, Section 1: An introduction to the IB educator certificates, IB educator certificates –Academic course recognition pack Ver. 3.2 (April 2012) p.2
2. International Baccalaureate Organization, IB educator certificates (presentation slides from IBO) (Jan. 2014)
3. 玉川大学ウェブサイト, available at http://www.tamagawa.jp/graduate/educate/course/educate_ib.html (accessed: May. 19th, 2017)
4. 岡山理科大学ウェブサイト, available at <http://www.ous.ac.jp/ibec/course.html> (accessed: May. 19th, 2017)
5. 都留文科大学ウェブサイト, available at <https://www.tsuru.ac.jp/department/faculty/kokusai/> (accessed: May. 19th, 2017)
6. 筑波大学大学院ウェブサイト, available at <http://www.kyouiku.tsukuba.ac.jp/about/department/internationaleducation> (accessed: May. 19th, 2017)

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針(概要)

- 特別免許状とは、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。
- 授与に係る審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている。
- 全国で年間50件程度の授与しかされておらず、制度の利用が進んでいないため、特別免許状の授与の円滑化に向け、文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与に係る指針を示す。

【主な基準】(1、2及び3を満たすこと)

1. 教員としての資質の確認

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能(①又は②のいずれかに該当すること)。

① 学校(学校教育法第1条に規定する学校)又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

又は

② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(企業、外国にある教育施設等におけるもの)

【概ね3年以上】

(例)・企業等における英語等による勤務経験

・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験

・外国にある教育施設における勤務経験

・大学における助教、助手、講師経験 等

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見(推薦状や志願理由書により確認)

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により学校教育が効果的に実施されることを確認する。

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認する。

【その他】

- (1) 各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うこと。
- (2) 勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案、実施すること。
- (3) 基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。
- (4) 特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること(2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする)。

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針

平成26年6月19日
文部科学省初等中等教育局教職員課

目次

趣旨.....	1
第1章 教育職員検定において確認すべき事項.....	2
第2章 教育職員検定において確認すべき具体的内容.....	3
第1節 授与候補者の教員としての資質の確認.....	3
第1項 教科に関する専門的な知識経験又は技能.....	3
第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見.....	5
第2節 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認... 5	
第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通 じた確認.....	5
第4節 付加的観点.....	5
第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等.....	6
第1節 教育職員検定の具体的な審査方法.....	6
第2節 特別免許状授与申請手続の整備及び周知.....	6
第4章 その他.....	7
第1節 研修計画の立案、実施について.....	7
第2節 学習指導要領等の共通理解のための体制について.....	7
第3節 特別免許状所有者の配置割合について.....	7
第4節 既に特別免許状を授与された者の任命・雇用について.....	8
第5節 特別非常勤講師制度等の活用について.....	8

趣旨

- 特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状である。
- すなわち、教職課程を経ていないながらも、学校の教員として学校教育に貢献することのできる優れた知識経験等を有する者が授与対象者となる。したがって、特別免許状の授与に当たり行う教育職員検定は、外国の教職課程を経ていることを前提とし行う教育職員免許法第18条に基づく教育職員検定とは異なる。
- 都道府県教育委員会によっては、特別免許状に係る審査基準を具体的に定めていない場合や、審査基準を厳格に定めている場合があり、全国的に制度の利用が進んでいるとはいえない状況である。
- これらのことを踏まえ、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するため、以下において、特別免許状の授与に当たり行う教育職員検定等に関する指針を示す。

第1章 教育職員検定において確認すべき事項

教育職員検定においては、主に次に掲げる3点を確認することが適切である。

- 授与候補者の教員としての資質の確認
- 任命者又は雇用者（雇用者は、学校の設置者に限る。以下同じ。）の推薦による学校教育の効果的実施の確認
- 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

具体的な内容は、第2章第1節から第3節に示すとおりである。なお、教育職員検定においては、これらの観点に加え、第2章第4節に示す付加的観点を選択的に用いることも考えられる。

第2章 教育職員検定において確認すべき具体的内容

第1節 授与候補者の教員としての資質の確認

授与候補者の教員としての資質については、第1項及び第2項に掲げる観点を中心に検定を行うことが適切である。

第1項 教科に関する専門的な知識経験又は技能

教科に関する専門的な知識経験又は技能は、教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の①又は②に該当することを確認する。

① 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたり概ね計600時間（授業時間を含む勤務時間）以上あること。

イ 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

ロ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）

・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）

・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）

・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）

② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（企業、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

（例）

- ・企業等における英語等による勤務経験
- ・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
- ・外国にある教育施設における勤務経験
- ・大学における助教、助手、講師経験 等

【参考：在留資格について】

授与候補者が日本国籍を有していない場合、我が国において教育活動等を行うためには、在留資格を有していることが必要である。

特別免許状の授与及び在留資格の取得に係る主なケースは以下のとおり。

(1) 外国にある教育施設等において教科に関する専門分野に関する勤務経験等がある者に対し、特別免許状を授与する場合

- ①外国にある教育施設等において、概ね3年の勤務経験
↓
- ②教育職員検定を受けるため渡日
【「短期滞在」(15～90日)の在留資格】
↓
- ③教育職員検定合格、特別免許状の授与
↓
- ④教員(講師など)として勤務
【「教育」(3月～5年)の在留資格(注1)】

(注1) 特別免許状の授与後、そのまま我が国での勤務を開始するためには、地方入国管理官署において「教育」の在留資格への変更が認められる必要がある。

(2) 渡日した後に、特別非常勤講師や外国語指導助手(ALT)等として、学校において教科に関する授業に携わり、その経験に基づき特別免許状を授与する場合

- ①特別非常勤講師やALT等として学校に勤務するため渡日
【「教育」の在留資格(注2)】
↓
- ②特別非常勤講師やALT等として、1学期間以上にわたる概ね計600時間の勤務経験
↓
- ③教育職員検定
↓
- ④教育職員検定合格、特別免許状の授与
↓
- ⑤教員(講師など)として勤務

(注2) 渡日前に在留資格認定証明書の交付を受けていることが必要(当該申請を行うに際しては、申請人の活動内容等を明らかにする資料として、雇用者等が発行する勤務内容が記された書類等の提出が必要※)。そのためには、学歴要件や報酬要件を満たしていることに加え、ALTとして勤務する場合は、当該外国語により12年以上の教育を受けていること、外国語以外の科目の指導助手として勤務する場合は、教育機関において当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を有していることが必要。

※その他の提出資料の詳細については法務省HPを参照。

(http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/shin_zairyu_nintei10_10.html)

第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、次の①及び②の方法により確認する。

- ① 授与候補者が提出した推薦状（第2節の推薦状とは別に2通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職による推薦状を必ず含む。）の内容評価
- ② 本人の申請（志願）理由書

第2節 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による授与候補者の推薦状において、授与候補者を配置することにより学校教育が効果的に実施されることを確認することが適切である。

その際、次の①、②及び③の観点により確認することが考えられる。

- ① 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容
- ② 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること
- ③ 第4章第1節～第3節に関する対応状況

第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教員としての資質について、第三者の評価を通じて確認することが必要である。

授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認は、教育職員免許法第5条第5項に定める学識経験を有する者による面接により行うことが適切である。

第4節 付加的観点

第1節に定める要件を十分に満たさない場合についても、各都道府県教育委員会の判断により、次に掲げる観点のいずれかなどを考慮し、特別免許状の授与を行うことも妥当であると考えられる。

- (例)
- ① 外国の教員資格の保有
 - ② 修士号、博士号等の学位の保有
 - ③ 各種競技会等における成績
 - ④ 大学における教職科目の履修
 - ⑤ 模擬授業の実施による評価

第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等

第1節 教育職員検定の具体的な審査方法

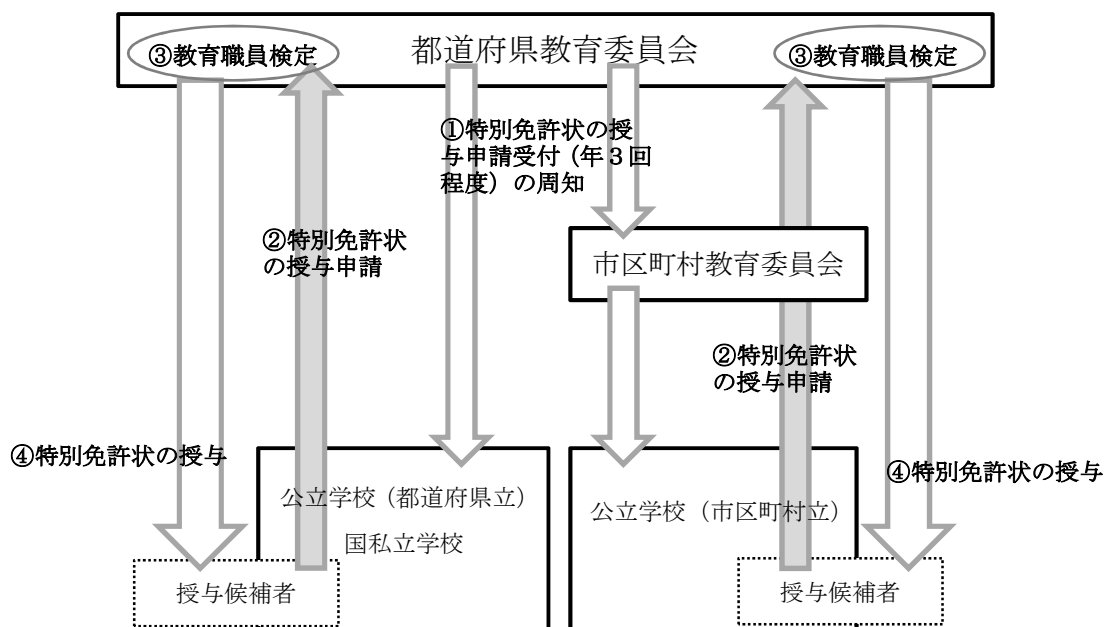
第2章（第3節を除く）に挙げた事項の確認に当たっては、まず、教育委員会における書類審査を行うことが適当である。

その上で、教育委員会が書類審査上合格可能と考える者のみを対象とし、審査結果の概要を学識経験を有する者に伝達の上、当該概要と合致する人物であるかを確認することを目的に、第2章第3節の授与候補者に対する学識経験を有する者による面接を実施し、その評価を聴取の上、教育職員検定の合格を決定することが妥当である。

第2節 特別免許状授与申請手続の整備及び周知

各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を希望する市区町村教育委員会や学校等の要望を酌み取り、適切に手続が行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うことが適切である。

※ 特別免許状授与申請手続の流れ（例）



第4章 その他

特別免許状所有者を任命・雇用する際には、第1節から第5節について十分留意の上、任命・雇用することが望ましい。

第1節 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。

このため、勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

第2節 学習指導要領等の共通理解のための体制について

担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

第3節 特別免許状所有者の配置割合について

特別免許状所有者を指導・支援しながら、学校全体として適切に教育活動を進めることのできる環境を確保するため、特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数（小中一貫や中高一貫の教育課程を編成している場合には、当該課程を担当する全教員数。以下同じ。）の5割以内とすること。このうち、下記※に該当しない特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の2割以内とすること。

なお、主として外国語によって教育を行う場合など教育方針や教育の実施上の特別な理由により上記の特別免許状所有者の配置割合では対応が困難であって、かつ、研究開発学校又は教育課程特例校として文部科学大臣の指定を受けている場合には、この限りではない。

※ 特別免許状の授与を受けた後3年以上の学校勤務経験（当該校に限らない）があり、普通免許状所有者と同等に教育活動及び校務を担当することができると思われる者

第4節 既に特別免許状を授与された者の任命・雇用について

既に特別免許状を授与された者を任命・雇用する場合には、前任校における勤務実績及び評価について確認をすること。

第5節 特別非常勤講師制度等の活用について

特別免許状は、普通免許状と同様に教諭として学校教育活動を行うことが想定される者に対して授与されるものである。一方、教科の領域の一部のみを担当させる場合には、特別非常勤講師の届出により対応することが可能である（この場合、当該教科の免許状を所有し、当該教科を主として担当する教員が当該校に配属されていることが必要）。また、ゲストティーチャーや、当該教科を主として担当する教員とのチーム・ティーチングなど、免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

なお、各学校の判断により、土曜日の教育活動として、教育課程外の活動を自主的に実施する場合にも、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

教育委員会及び学校においては、個々のケースに応じ最適な制度を活用し、臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を安易に行うことなく、普通免許状所有者と共に地域の人材や知識経験等を有する社会人等を学校に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図っていくこと。

特別免許状等の 活用に関する事例集

～多様な教員が活躍する学校をめざして～



文部科学省

国際バカロレア教育推進への特別免許状の活用 ～北海道教育委員会・札幌市教育委員会の取組事例～

国際バカロレア教育推進のためのグローバル人材育成推進員として採用を受け、平成27年10月より勤務予定校にて教科及び日本の学校に関する研修を実施し、その結果をふまえて、学校長が教育職員検定への推薦を行い、特別免許状の授与を受け平成28年4月より期限付常勤講師として勤務されている、2名の教員を紹介いたします。

市立札幌開成中等教育学校
ディクセツト・ラケツシ 氏

- 教科:外国語(英語)
- 校務分掌:IB研究部の国際交流チーム
- 担当授業:英語(2年)

実践英語B(開成高校3年)、総合コミュニケーションⅢ(開成高校3年)
その他、SGH(スーパーグローバルハイスクール)の課題探究論文の指導(4年、開成高校3年)を担当

イギリスの高校での日本語教師、日本の英会話学校講師、札幌開成高等学校での特別非常勤講師などを経て、現職で勤務されています。現職では、国際交流事業の推進における指導的役割として活躍されています。



Q 教員として勤務してみているいかがでしょうか。採用前(特別非常勤講師)と変化したところがあれば教えてください。

特別非常勤講師として勤務していた時は、生徒が卒業の際に「英語が好きになった」と言ってくれたことがうれしく、やりがいを感じていました。
今回、教員として勤務することで、単に授業を教えるだけではない、教員の幅広い業務内容や負担の大きさを実感するとともに、多様な業務をこなすための計画性や企画力の大切さを実感しました。



市立札幌開成中等教育学校
チャン・オーイ・クローデット 氏

- 教科:数学
- 校務分掌:IB研究部の国際交流チーム
- 担当授業:数学(1年、2年)、理数探究スキル(2年)

その他、SSH、SGHの課題探究論文の指導(4年)を担当

中学校でのALT、オーストラリアの州政府財務省での保険数理業務などを経て、現職で勤務されています。現職では、英語・日本語・中国語が理解できる能力を生かし、グローバル教育の推進において活躍されています。

Q 前職の経験が生きていると思ったところがあれば教えてください。

保険数理業務を通して、統計が実社会の中でどのように活用されているのかを知ることができました。この経験が、数学の授業と実社会のつながりを生徒に教えていくうえで、非常に役に立っていると感じています。

Q 今後、特別免許状の授与を受けて教員を目指す人へメッセージをお願いします。

免許状授与までの手続きは大変な部分もありますが、TTで授業を行っていた時よりも授業に対する自由度も増し、大きなやりがいを感じることもできます。生徒とのつながりもより強く実感できるので、是非チャレンジしてほしいと思います。

生徒の声
(市立札幌開成中等教育学校 2年生)

—先生についての印象的なエピソードがあれば教えてください。

- ・数学の証明問題を英語で解いたのが印象的。
- ・細かなところまで、丁寧に確認しながら授業を進めてくれる。
- ・理数探究スキルの時間によく助けてくれる。
- ・すごく優しいので話しやすい。
- ・月に1回程度、職員室前に英語でのクイズが出されている。それにより、日本の常識ではなかった新たな発想が生まれている気がする。

勤務校の声
(市立札幌開成中等教育学校 校長 相沢 克明 氏)

—貴校における教育の特徴を教えてください。

本校は札幌市内初の公立中等教育学校として、平成27年度に開校しました。6年間、全教科において「課題探究的な学習」を展開することを最大の特徴としており、そのための方策として、国際バカロレア(IB)のMYP(ミドルイヤーズプログラム)と日本語DP(ディプロマプログラム)の活用を目指しています。

—ネイティブ教員を、特別免許状を授与し採用することによって、変化したところがあれば教えてください。

校内に一定数のネイティブ教員が在籍することで、多文化共生のグローバルな社会が当たり前のような雰囲気ができつつあります。相互のコミュニケーションにおいては、英語や日本語、ポディーランゲージを使いながら、分かり合おうとする動きが生まれています。その意味では、仮に、日本語コミュニケーション能力が乏しかったとしても、このこと自体が必ずしもマイナス要因ではないと思っています。

採用機関の声
(札幌市教育委員会 学校教育部教育課程担当課 指導主事 広川 雅之 氏)

—今回の取組により、現場において変化したところがあれば教えてください。

国際バカロレアの活用を目指す学校に求められる、多様な文化や価値観を尊重しながら学び合える学校の雰囲気醸成されつつあると感じています。

—今後、特別免許状に期待する役割などがあれば教えてください。

海外の学校で長く学んだ日本人など、外国人教員と同等の経歴を有しており教員免許状を持たない日本人に対しても門戸を広げることがよいかと感じています。

主な国際バカロレアに関する機関

○文部科学省

http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ib/

○国際バカロレア・デュアルランゲージ・ディプロマ連絡協議会

国際バカロレア教育における「日本語と英語によるデュアルランゲージ・ディプロマ・プログラム」（以下「日本語DP」という。）の創設・振興等の動向を踏まえ、我が国の高等学校及び中等教育学校等においても導入可能な日本語DPのモデルプログラムの開発やグローバル化に対応した教員養成の在り方等について検討及び情報共有を行うとともに、情報ネットワークの活用等による国際バカロレア認定校の拡大等に寄与することを目的として、設置されている。

<http://lc-ibdlp.jp/>

○International Baccalaureate Association of Japan

国際バカロレア（IB）の認定校及び候補校の校長により構成される。IBを支援するとともに、専門的なサポート、情報、サービスを得るための機会を提供することで日本のIB校の全体的な発展に貢献することを目的とする。国内の様々なIB校の職員や学生が、相互に交流する機会を提供することにより、IBの発展をサポートしている。

<http://ibaj.or.jp/>

国際バカロレア・デュアルランゲージ・ディプロマ連絡協議会設置要綱

平成25年5月28日

1. 目的

国際バカロレア教育における「日本語と英語によるデュアルランゲージ・ディプロマ・プログラム」（以下「日本語DP」という。）の創設・振興等の動向を踏まえ、我が国の高等学校及び中等教育学校等においても導入可能な日本語DPのモデルプログラムの開発やグローバル化に対応した教員養成の在り方等について検討及び情報共有を行うとともに、情報ネットワークの活用等による国際バカロレア認定校の拡大等に寄与することを目的として、国際バカロレア・デュアルランゲージ・ディプロマ連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2. 活動内容

連絡協議会は、次に掲げる事項について協議・検討等を行う。

- (1) 日本語DPの導入に関する課題の分析、連絡協議会の構成員相互の情報共有及び日本語DPに関心を有する教育機関等に対する情報発信に関すること。
- (2) 日本語DPのモデルプログラム及び教材の開発に関すること。
- (3) 国際バカロレア教育に対応した教員養成及び研修プログラムの作成に関すること。
- (4) その他1.の目的の達成に必要な事項

3. 構成

- (1) 連絡協議会の構成員は、国際バカロレア教育の推進、特に日本語DPの導入に関心を有し、連絡協議会への参加を希望する高等学校及び中等教育学校等とする。
- (2) 連絡協議会には、文部科学省、国際バカロレア教育の推進、特に日本語DPの導入に関心を有する教育委員会、大学その他の関係者が、オブザーバーとして参加することができる。

4. 会長及び会長代理

- (1) 連絡協議会に、会長を置く。
- (2) 連絡協議会に、会長代理を置くことができる。
- (3) 会長は、構成員の互選により選出し、会長代理は、会長が指名する構成員をもって充てる。
- (4) 会長は、連絡協議会の事務を総括する。
- (5) 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代理する。

5. 連絡協議会の開催

- (1) 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集する。
- (2) 連絡協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- (3) 会長が必要と認めたときは、連絡協議会に構成員又はオブザーバー以外の者を出席させることができる。

6. 幹事会

- (1) 連絡協議会の円滑な運営を図るため、連絡協議会の下に幹事会を置くことができる。
- (2) 幹事会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

7. その他

- (1) 連絡協議会の庶務は、東京学芸大学において行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、連絡協議会に関し必要な事項は、別に定める。

- 本連絡協議会への参加等に関しては、下記連絡協議会事務局までお問い合わせください。

【連絡協議会参加対象学校・機関】

- ・連絡協議会構成員：国際バカロレア教育の推進、特に日本語 DP 導入に関心を有する高等学校及び中等教育学校等
- ・オブザーバー：国際バカロレア教育の推進、特に日本語 DP 導入に関心を有する政府関係機関、教育委員会、大学その他関係諸機関

【連絡協議会事務局】

東京学芸大学 日本語 DP 連絡支援室（担当：岩澤、荒井）

（東京学芸大学学務部国際課内）

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

Tel: 042-329-7849 / Fax: 042-329-7765

E-mail: dpoffice@u-gakugei.ac.jp

国際バカロレア・デュアルランゲージ・ディプロマ連絡協議会参加校

平成 28 年 9 月 29 日現在

(◎：会長校)

【地域】	【学校・機関名】
北海道	札幌聖心女子学院
岩手県	盛岡中央高等学校
宮城県	学校法人仙台育英学園
栃木県	國學院大學栃木中学校・高等学校
茨城県	つくばインターナショナルスクール
茨城県	茗溪学園中学校高等学校
茨城県	清真学園高等学校・中学校
群馬県	ぐんま国際アカデミー高等部
埼玉県	昌平中学・高等学校
埼玉県	筑波大学附属坂戸高等学校
東京都	江戸川女子高等学校
東京都	海城中学校・高等学校
東京都	啓明学園初等学校・中学校・高等学校
東京都	工学院大学附属中学高等学校
東京都	国際基督教大学高等学校
東京都	東京都立国際高等学校
東京都	順天中学高等学校
東京都	昭和女子大学附属昭和高等学校
東京都	瀧野川女子学園中学高等学校
東京都	筑波大学附属学校教育局
東京都	◎東京学芸大学附属国際中等教育学校
東京都	桐朋女子中学校・高等学校
東京都	目白研心中学校高等学校
東京都	立教女学院中学校高等学校
東京都	アオバ・ジャパン インターナショナルスクール
東京都	開智日本橋学園中学校・日本橋女学館高等学校
東京都	千代田女学園中学校・高等学校

神奈川県	神奈川県立神奈川総合高等学校
神奈川県	公文国際学園中等部・高等部
神奈川県	聖ヨゼフ学園
神奈川県	学校法人白鵬女子学院
神奈川県	法政大学女子高等学校
神奈川県	鶴見大学附属中学校・高等学校
神奈川県	神奈川県立横浜国際高等学校
山梨県	駿台甲府学園
山梨県	山梨学院大学附属高等学校
長野県	学校法人創造学園高等学校
愛知県	学校法人栗本学園名古屋国際中学校・高等学校
愛知県	名古屋大学教育学部附属中・高等学校
愛知県	学校法人名城大学名城大学附属高等学校
滋賀県	滋賀県立虎姫高等学校
京都府	同志社国際中学校・高等学校
京都府	学校法人 立命館
京都府	立命館宇治高等学校
京都府	京都外大西高等学校
大阪府	関西学院千里国際中等部・高等部
大阪府	学校法人金蘭千里学園金蘭千里高等・中学校
大阪府	Korea International School
大阪府	学校法人帝塚山学院
大阪府	大阪女学院中学校・高等学校
大阪府	大阪教育大学附属高等学校池田校舎
兵庫県	神戸国際中学校・高等学校
兵庫県	夙川学院中学高等学校
兵庫県	兵庫県播磨高等学校
奈良県	西大和学園高等学校
奈良県	育英西中学校・高等学校
岡山県	岡山学芸館高等学校
岡山県	岡山理科大学附属中学校・高等学校
岡山県	清心中学校・清心女子高等学校
岡山県	岡山県立岡山芳泉高等学校
広島県	広島加計学園英数学館中・高等学校
広島県	国立大学法人広島大学
広島県	広島なぎさ中学校高等学校

高知県	高知西高等学校
福岡県	中村学園女子中学校・高等学校
福岡県	リンデンホールスクール中高学部
福岡県	福岡第一高等学校
大分県	岩田中学校・高等学校
沖縄県	オキナワインターナショナルスクール
沖縄県	学校法人尚学学園

(以上、71校・機関)

文部科学省におけるグローバル人材育成の主な取組

基礎的なグローバル
対応能力の確保

トップ人材育成のための
ハイレベルな環境の整備

大学等

スーパーグローバル大学創成支援

(平成28年度予算70億円)

高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、国際化を徹底して進める大学を重点支援。(トップ型13件、グローバル化牽引型24件)

留学生交流の推進

- ・日本人の海外留学の促進(官民協働留学支援制度創設等)
- ・優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

高校

国際バカロレア (IB)の推進

スーパーグローバルハイスクールの整備

(平成28年度予算11億円)

グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルなビジネスで活躍できる人材の育成に取り組む高校を支援。(指定校123校、アソシエイト56校)

中学校

小・中・高等学校を通じた英語教育の強化
(「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」)

小学校

スーパーグローバル大学創成支援事業

平成29年度予算額 63億円(平成28年度予算額 70億円)

○ 徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、我が国の高等教育の国際通用性、ひいては国際競争力強化の実現を図り、優れた能力を持つ人材を育成する環境基盤を整備する。

【事業概要】

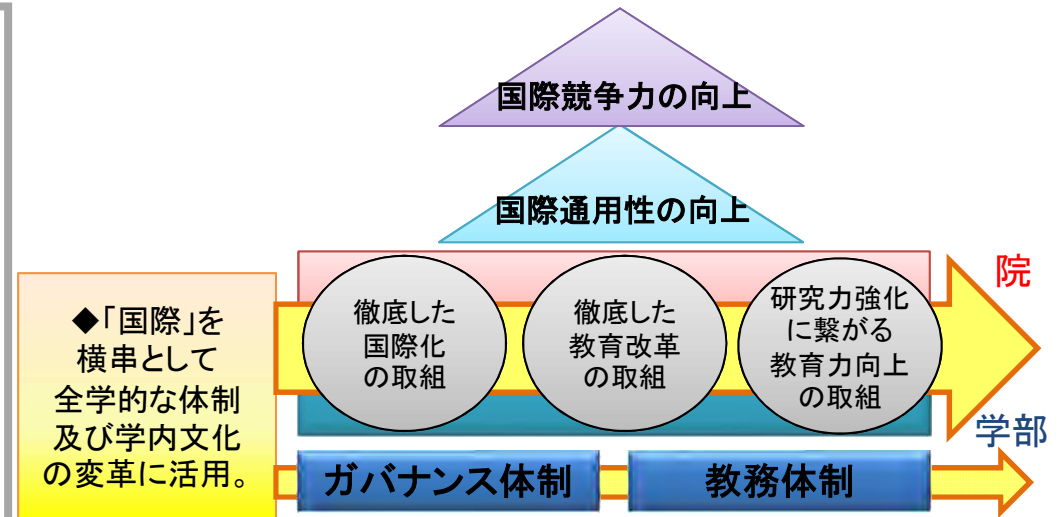
世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、国際化を徹底して進める大学を重点支援。

○トップ型（13件）

世界ランキングトップ100を目指す力のある大学を支援

○グローバル化牽引型(24件)

これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国社会のグローバル化を牽引する大学を支援



【採択大学が設定している主な成果指標】

1. 国際化関連

- ①外国人及び外国の大学で学位を取得した専任教員等の割合
- ②全学生に占める外国人留学生の割合
- ③日本人学生に占める単位取得を伴う留学経験者の割合
- ④大学間協定に基づく派遣日本人学生数の割合
- ⑤外国語による授業科目割合
- ⑥外国語のみで卒業できるコースの在籍者割合
- ⑦外国語力基準を満たす学生数の割合
- ⑧シラバスの英語化割合
- ⑨混住型学生宿舎に入居する日本人学生の割合
- ⑩柔軟な学事暦の設定（全学でのクォーター制導入等）

2. ガバナンス関連

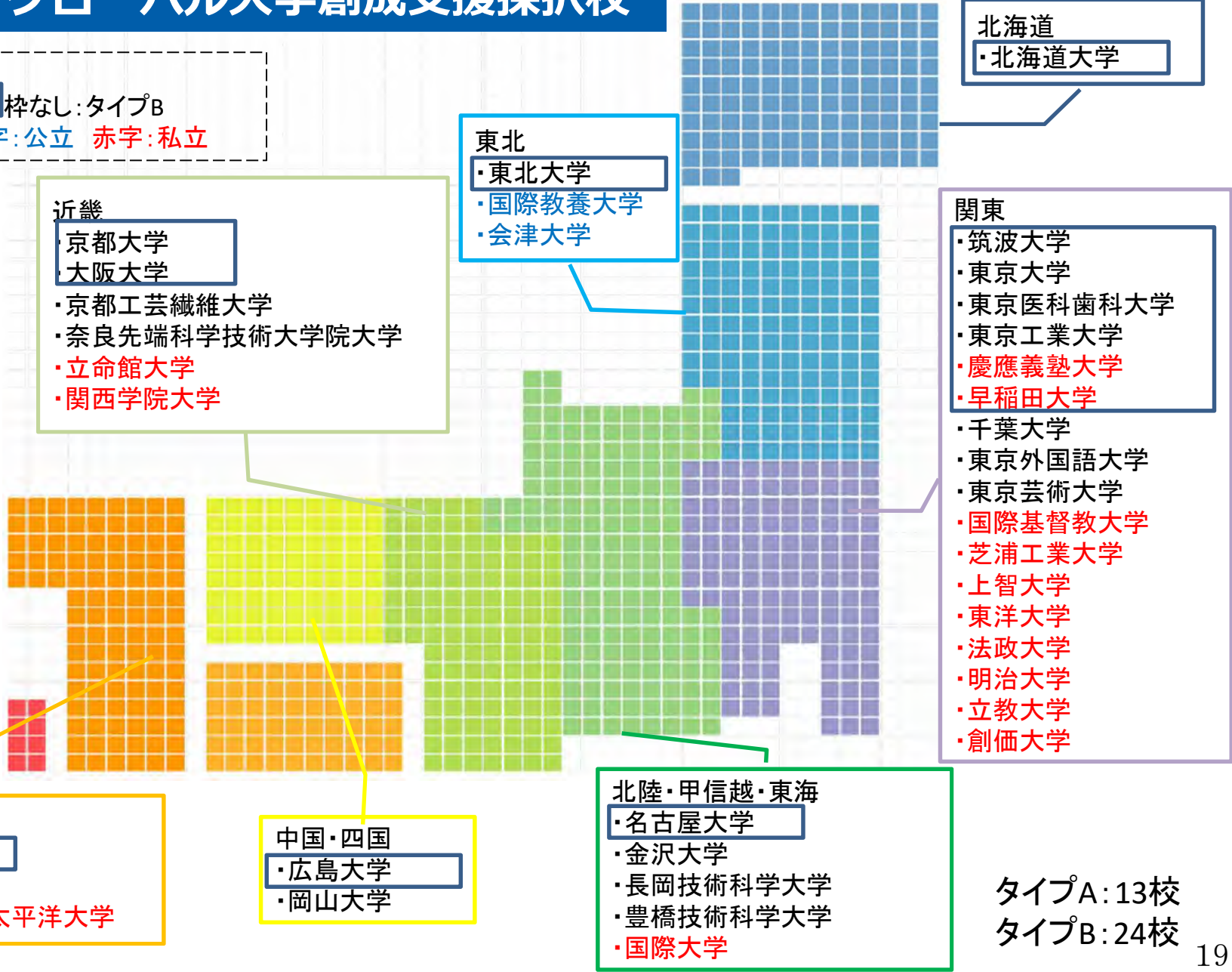
- ①年俸制の導入割合
- ②テニュアトラックの導入割合
- ③事務職員の高度化（外国語力基準を満たす職員割合）

3. 教育改革関連

- ①ナンバリング実施割合
- ②TOEFL等外部試験の学部入試への活用割合（対象入学定員）
- ③学生による授業評価実施授業科目割合

スーパーグローバル大学創成支援採択校

凡例
 枠あり・タイプA 枠なし・タイプB
 黒字:国立 青字:公立 赤字:私立



北海道
 ・北海道大学

東北
 ・東北大学
 ・国際教養大学
 ・会津大学

近畿
 京都大学
 大阪大学
 ・京都工芸繊維大学
 ・奈良先端科学技術大学院大学
 ・立命館大学
 ・関西学院大学

関東
 ・筑波大学
 ・東京大学
 ・東京医科歯科大学
 ・東京工業大学
 ・慶應義塾大学
 ・早稲田大学
 ・千葉大学
 ・東京外国語大学
 ・東京芸術大学
 ・国際基督教大学
 ・芝浦工業大学
 ・上智大学
 ・東洋大学
 ・法政大学
 ・明治大学
 ・立教大学
 ・創価大学

九州・沖縄
 ・九州大学
 ・熊本大学
 ・立命館アジア太平洋大学

中国・四国
 ・広島大学
 ・岡山大学

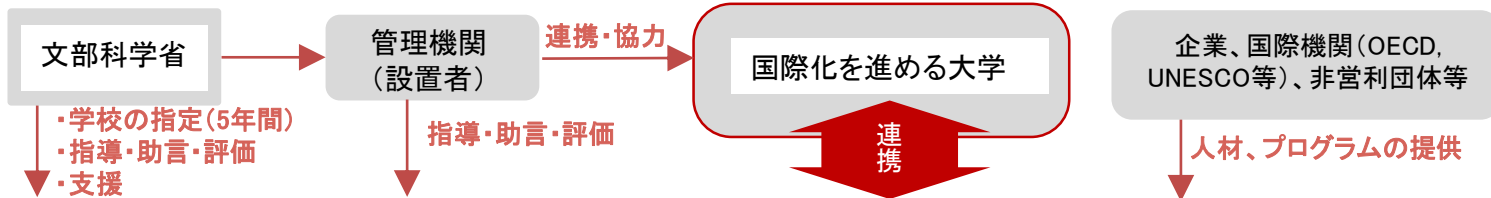
北陸・甲信越・東海
 ・名古屋大学
 ・金沢大学
 ・長岡技術科学大学
 ・豊橋技術科学大学
 ・国際大学

タイプA:13校
 タイプB:24校

◆ **目的**: 急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。

◆ **事業概要**: 国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。

- ・委託事業: 委託先(都道府県市教育委員会、国立大学法人、学校法人)
- ・対象学校: 国公立立高等学校及び中高一貫教育校(中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校)
- ・指定期間: 5年間
- ・指定校数: 継続校123校(H26年度指定56校、H27年度指定56校、平成28年度指定11校)
- ・中間評価(H27年度指定校)を実施
- ・スーパーグローバルハイスクール(SGH)全国高校生フォーラム(仮称)を開催



スーパーグローバルハイスクール(SGH)

【主な取組】

- ・グローバル・リーダー育成に資する課題研究を中心とした教育課程の研究開発・実践
- ・英語等によるグループワーク、ディスカッション、論文作成、プレゼンテーションや探究型学習、教科横断型の学び等の実施
- ・主体的・協働的な学び(アクティブ・ラーニング)の重視
- ・企業や海外の高校・大学(ESDを通じたユネスコスクールを含む。)等と連携した課題研究(例: 国際的に関心が高い社会課題、地元企業や大学等と連携したグローバルな課題)に関する意見交換及び国内外フィールドワーク
- ・課題研究の英語等による成果発表会等の開催

【大学との連携】

- ・課題研究に関する英語等で指導を行う帰国・外国人講師等の派遣や、外国人留学生による英語等によるサポート
- ・海外フィールドワーク等の企画・立案に関するノウハウの伝授
- ・生徒の学習内容の適切な評価
- ・単位認定を含む高大連携プログラムの提供



英語でのディスカッションの様子
(H26指定校)
渋谷教育学園渋谷高等学校



海外フィールドワークの様子
(H26指定校)
筑波大学附属鳳板戸高等学校



外国人講師による専門指導
(H26指定校)
大阪府立三国丘高等学校

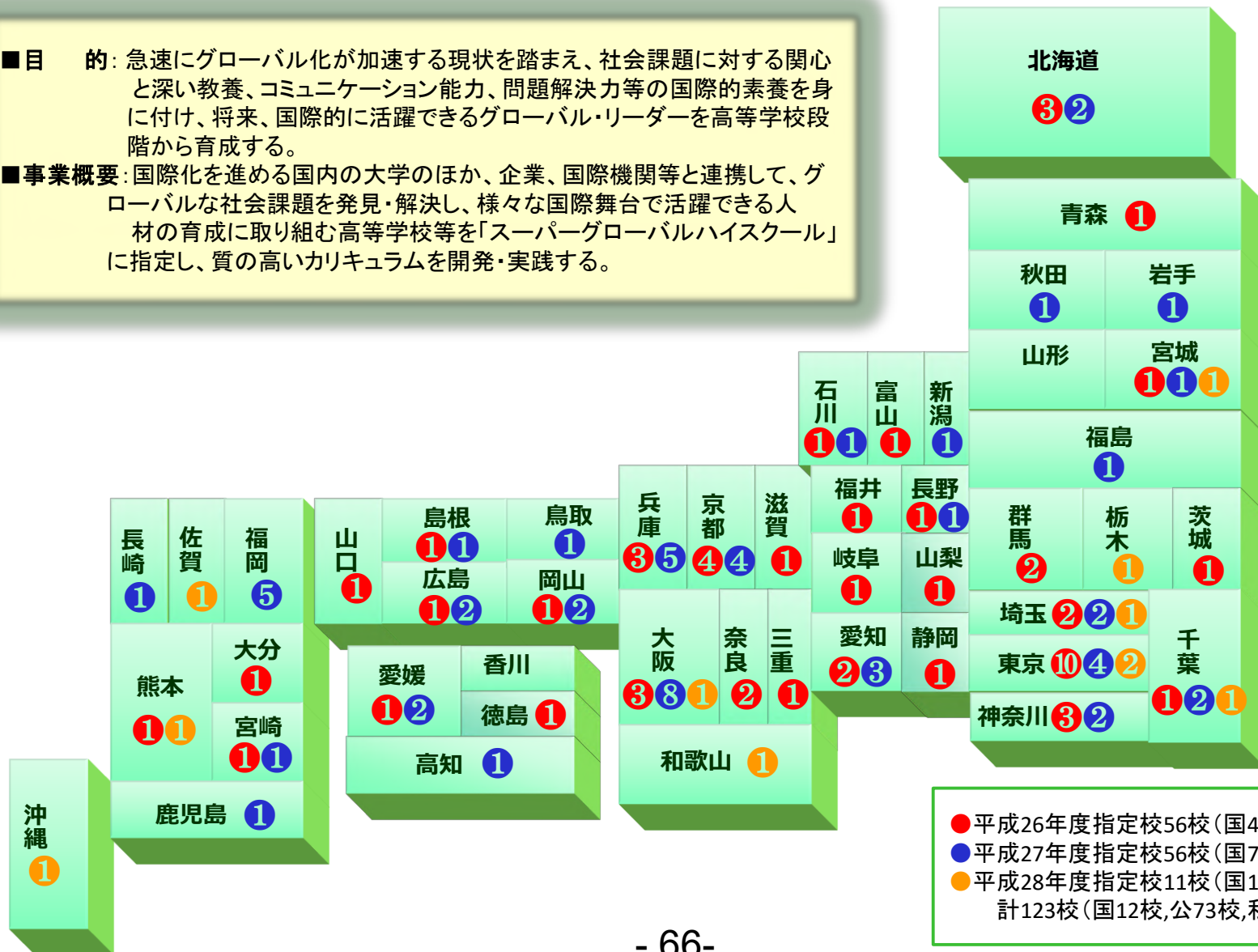
グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材(国際機関職員、社会起業家、グローバル企業の経営者、政治家、研究者等)の輩出

平成28年度スーパーグローバルハイスクール都道府県別指定校数



■目的: 急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。

■事業概要: 国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。



●平成26年度指定校56校(国4,公34,私18)
 ●平成27年度指定校56校(国7,公31,私18)
 ●平成28年度指定校11校(国1,公8,私2)
 計123校(国12校,公73校,私38校)

平成28年度スーパーグローバルハイスクール指定校一覧(123校)

平成26年度指定校							
No	都道府県	学校種	学校名	No	都道府県	学校種	学校名
1	北海道	公立	北海道登別明日中等教育学校	29	長野県	公立	長野県長野高等学校
2	北海道	公立	北海道札幌開成高等学校	30	岐阜県	公立	岐阜県立大垣北高等学校
3	北海道	私立	札幌聖心女子学院高等学校	31	静岡県	公立	静岡県立三島北高等学校
4	青森県	公立	青森県立青森高等学校	32	愛知県	公立	愛知県立旭丘高等学校
5	宮城県	公立	宮城県仙台二華中学校・高等学校	33	愛知県	私立	名城大学附属高等学校
6	茨城県	公立	茨城県立土浦第一高等学校	34	三重県	公立	三重県立四日市高等学校
7	群馬県	公立	群馬県立中央中等教育学校	35	滋賀県	公立	滋賀県立守山中学校・高等学校
8	群馬県	公立	高崎市立高崎経済大学附属高等学校	36	京都府	公立	京都府立嵯峨野高等学校
9	埼玉県	公立	埼玉県立浦和高等学校	37	京都府	公立	京都市立堀川高等学校
10	埼玉県	国立	筑波大学附属坂戸高等学校	38	京都府	私立	立命館宇治中学校・高等学校
11	千葉県	私立	渋谷教育学園幕張高等学校	39	京都府	私立	立命館高等学校
12	東京都	私立	渋谷教育学園渋谷高等学校	40	大阪府	公立	大阪府立北野高等学校
13	東京都	私立	早稲田大学高等学院	41	大阪府	公立	大阪府立三国丘高等学校
14	東京都	私立	佼成学園女子中学校高等学校	42	大阪府	私立	関西大学高等部
15	東京都	私立	順天高等学校	43	兵庫県	公立	兵庫県立姫路西高等学校
16	東京都	私立	品川女子学院	44	兵庫県	公立	神戸市立葺合高等学校
17	東京都	私立	昭和女子大学附属昭和高等学校	45	兵庫県	私立	関西学院高等部
18	東京都	私立	国際基督教大学高等学校	46	奈良県	公立	奈良県立歌傍高等学校
19	東京都	私立	玉川学園高等部・中学部	47	奈良県	私立	西大和学園中学校高等学校
20	東京都	国立	お茶の水女子大学附属高等学校	48	鳥根県	公立	鳥根県立出雲高等学校
21	東京都	国立	筑波大学附属高等学校	49	岡山県	公立	岡山県立岡山城東高等学校
22	神奈川県	県立	神奈川県立横浜国際高等学校	50	広島県	私立	広島女学院中学高等学校
23	神奈川県	公立	横浜国立大学横浜キャンパス附属高等学校	51	山口県	公立	山口県立宇部高等学校
24	神奈川県	私立	公文国際学館中等部・高等部	52	徳島県	公立	徳島県立城東高等学校
25	富山県	公立	富山県立高岡高等学校	53	愛媛県	公立	愛媛県立山東高等学校
26	石川県	国立	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校	54	熊本県	公立	熊本県立済々黉高等学校
27	福井県	公立	福井県立高志高等学校	55	大分県	公立	大分県立大分上野丘高等学校
28	山梨県	公立	山梨県立甲府第一高等学校	56	宮崎県	公立	宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校

平成27年度指定校							
No	都道府県	学校種	学校名	No	都道府県	学校種	学校名
1	北海道	私立	立命館慶祥中学校・高等学校	29	大阪府	公立	大阪府立能勢高等学校
2	北海道	私立	札幌日本大学高等学校	30	大阪府	公立	大阪府立千里高等学校
3	岩手県	公立	岩手県立盛岡第一高等学校	31	大阪府	公立	大阪府立泉北高等学校
4	宮城県	私立	仙台白百合学園中学・高等学校	32	大阪府	私立	関西学院千里国際高等部
5	秋田県	公立	秋田県立秋田南高等学校	33	大阪府	私立	関西創価高等学校
6	福島県	公立	福島県立ふたば未来学園高等学校	34	大阪府	私立	清風南海高等学校
7	埼玉県	公立	埼玉県立不動岡高等学校	35	兵庫県	国立	神戸大学附属中等教育学校
8	埼玉県	私立	早稲田大学本庄高等学院	36	兵庫県	公立	兵庫県立兵庫高等学校
9	千葉県	公立	千葉県立成田国際高等学校	37	兵庫県	公立	兵庫県立伊丹高等学校
10	千葉県	公立	千葉県立松尾高等学校	38	兵庫県	公立	兵庫県立国際高等学校
11	東京都	国立	東京学芸大学附属国際中等教育学校	39	兵庫県	私立	啓明学院中学校・高等学校
12	東京都	国立	東京工業大学附属科学技術高等学校	40	鳥取県	公立	鳥取県立鳥取西高等学校
13	東京都	私立	青山学院高等部	41	鳥根県	公立	鳥根県立隠岐島前高等学校
14	東京都	私立	富士見丘中学校高等学校	42	岡山県	公立	岡山県立岡山操山高等学校・中学校
15	神奈川県	公立	横浜市立南高等学校	43	岡山県	私立	岡山学芸館高等学校
16	神奈川県	私立	法政大学女子高等学校	44	広島県	国立	広島大学附属福山中・高等学校
17	新潟県	公立	新潟県立国際情報高等学校	45	広島県	公立	広島県立広島中学校・広島高等学校
18	石川県	公立	石川県立金沢泉丘高等学校	46	愛媛県	国立	愛媛大学附属高等学校
19	長野県	公立	長野県立上田高等学校	47	愛媛県	公立	愛媛県立宇和島南中等教育学校
20	愛知県	国立	名古屋大学教育学部附属中・高等学校	48	高知県	公立	高知県立高知西高等学校
21	愛知県	公立	愛知県立時習館高等学校	49	福岡県	公立	福岡県立鞍手高等学校
22	愛知県	私立	春日丘高等学校	50	福岡県	公立	福岡県立京都高等学校
23	京都府	公立	京都府立鳥羽高等学校	51	福岡県	私立	福岡雙葉中学校・高等学校
24	京都府	公立	京都市立西京高等学校	52	福岡県	私立	明治学園中学校・高等学校
25	京都府	私立	京都学園高等学校	53	福岡県	私立	中村学園女子高等学校
26	京都府	私立	同志社国際高等学校	54	長崎県	公立	長崎県立長崎東高等学校
27	大阪府	国立	大阪教育大学附属高等学校平野校舎	55	宮崎県	公立	宮崎県立宮崎大宮高等学校
28	大阪府	公立	大阪府立豊中高等学校	56	鹿児島県	公立	鹿児島県立甲南高等学校

平成28年度指定校			
No	都道府県	学校種	学校名
1	宮城県	公立	宮城県気仙沼高等学校
2	栃木県	公立	栃木県立佐野高等学校
3	埼玉県	公立	埼玉県立浦和第一女子高等学校
4	千葉県	公立	千葉県立佐倉高等学校
5	東京都	国立	東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校
6	東京都	私立	創価高等学校
7	大阪府	私立	高槻高等学校・中学校
8	和歌山県	公立	和歌山県立日高高等学校
9	佐賀県	公立	佐賀県立佐賀農業高等学校
10	熊本県	公立	熊本県立水俣高等学校
11	沖縄県	公立	沖縄県立那覇国際高等学校

SGHコミュニティについて

SGHアソシエイト56校※
(国立2校、公立24校、私立30校)

※SGH事業の構想をより多くの学校に広めていく観点から、SGH事業を踏まえたグローバル・リーダー育成に資する教育の開発・実践に取り組む高等学校等を「SGHアソシエイト」として位置付けています。SGHアソシエイトは、SGHとともにSGHコミュニティを形成しています。

スーパーグローバルハイスクール(SGH)専用ホームページについて

スーパーグローバルハイスクール幹事校(筑波大学附属学校事務局)が運営しています。ぜひご覧ください。

<http://www.sghc.jp/>

スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 支援事業

将来にわたり、日本が科学技術分野で世界を牽引するためには、イノベーションの創出を担う、科学技術関係人材の育成が不可欠。本事業により、先進的な理数教育を実施している高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」に指定し支援。もって、先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的な能力や科学的思考力等を培い、将来の国際的な科学技術関係人材の育成を図る。

- 「第5期科学技術基本計画」(抄) (平成28年1月22日 閣議決定)
- 国は、学校における「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び (いわゆるアクティブ・ラーニング)」の視点からの学習・指導方法の改善を促進するとともに、先進的な理数教育を行う高等学校等を支援する。
- 「全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ (第9次提言)」(抄) (平成28年5月20日 教育再生実行会議決定)
- 国、地方公共団体、大学、高等学校等は、スーパーサイエンスハイスクール...の取組の成果を検証しつつ、効果の上がっている取組を推進するとともに、優良事例の普及を図る。

SSH校の主な特徴

- H29 新規指定校数 : 77校**
- (※指定期間 : 5年、支援額 : 年間 9~16百万円、指定校数 : 200校(H28現在))
- 学習指導要領の枠を超え、**理数を重視した教育課程**を編成
 - 主体的・協働的な学び (いわゆる**アクティブ・ラーニング**) を重視
 - 研究者の講義、フィールドワーク等による**興味関心の喚起**
 - 国際的な活動** (海外生徒との交流、国際学会での発表等)
 - 上記取組を**高大連携**や**企業連携**により高度に実施

- <重点枠>**
- H29 新規指定校数 : 8校**
- (※最長3年、支援額 : 年間 5~13百万円、重点枠数 : 17校(H28現在))
- SSH指定校の中で、さらに、以下の取組を行う学校を重点枠に指定
 - ・理数系カリキュラムや指導法、ネットワーク等を他の学校へ普及し、**地域全体の理数系教育の向上**を目指す。
 - ・海外の先進的な理数系教育を行う学校等との定常的な連携関係を構築し、**国際性の育成**を図る。
 - ・大学等と連携したアントレプレナー教育や民間企業との共同研究の推進など、**社会課題解決への貢献を意識**した取組を実施。

《SSH校における先進的な取組事例》

高度な課題研究 (平成28年度SSH生徒研究発表会表彰テーマ)

文部科学大臣表彰 : 福岡県立香住丘高等学校

「水平軸回転飛行物体の飛行性能の向上に関する研究-風力発電機への応用を目指して-」

国立研究開発法人科学技術振興機構賞

- ・兵庫県立加古川東高等学校 「小翼を応用した新しい風車のデザイン」
- ・兵庫県立神戸高等学校 「プラナリアの記憶と再生」

⇒ 「課題研究」(科学に関する課題を設定し、観察・実験等を通じた研究)において、大学・企業等の支援を受けながら、**主体的・協働的に学習・研究を実施**

海外連携

○海外連携の組織的推進

○アジアサイエンスワークショップ in シンガポール/京都

○「サイエンス英語」における共同実験

(京都府立嵯峨野高校)

⇒ **国際的に活躍**する意欲能力の育成

理数への関心の向上

- 県内の小中高大が連携
- 全県規模の「千葉サイエンススクールフェスティバル」開催
- 高大連携セミナーの開催

(千葉県立船橋高校)

⇒ 児童生徒の**理数への関心の喚起**



企業を取り巻く環境変化と 産業界の求める人材像

1. 企業を取り巻く環境変化と求められる素質・能力

〔経団連「今後の教育改革に関する基本的考え方ー第3期教育振興基本計画の策定に向けてー」（2016年4月19日）

企業を取り巻く内外の環境変化

- ✓ 少子高齢化と人口減少社会の到来（とりわけ生産年齢人口の急激な減少）
- ✓ 企業活動のグローバル化と、新興市場国等との競争の激化
- ✓ 技術革新（IoT、ロボット、人工知能、ビッグデータ等）と「Society 5.0」実現に向けた劇的な社会・産業構造の変化

変化が激しく、将来を展望しにくい状況で、経済を成長させるため、開かれた質の高い教育を通じて、主体的に変化に対応し、生涯現役で活躍できる人材を育成することが必要

これからの時代に求められる素質・能力

- ✓ 自ら課題を設定し主体的に解を見出す能力、自らの意見を論理的に発信する力、外国語によるコミュニケーション能力、幅広い教養（リベラル・アーツ）、多様性を尊重して他者と協働して事業を遂行する能力
- ✓ 理工系であっても人文社会科学系を含む幅広い分野の科目を学ぶことや、人文社会科学系であっても、先端技術や理数系の基礎的知識を学ぶこと
- ✓ 質の高い情報を取捨選択し、情報を課題解決のために使いこなす情報活用能力

2. 経団連『グローバル人材の育成・活用に向けて求められる取り組みに関するアンケート結果』(2015年3月)

【調査目的】(1)事業活動のグローバル化を踏まえた産業界の人材ニーズと求める人材の具
体像、企業の人材育成への取り組み

(2)人材育成において産業界が教育機関に期待する取り組み

(3)人材育成に向けた企業と大学の連携、経団連への要望

【調査対象】経団連会員企業 1,314社、地方別経済団体加盟企業(非会員企業)

【実施期間】2014年11月25日～2015年2月6日

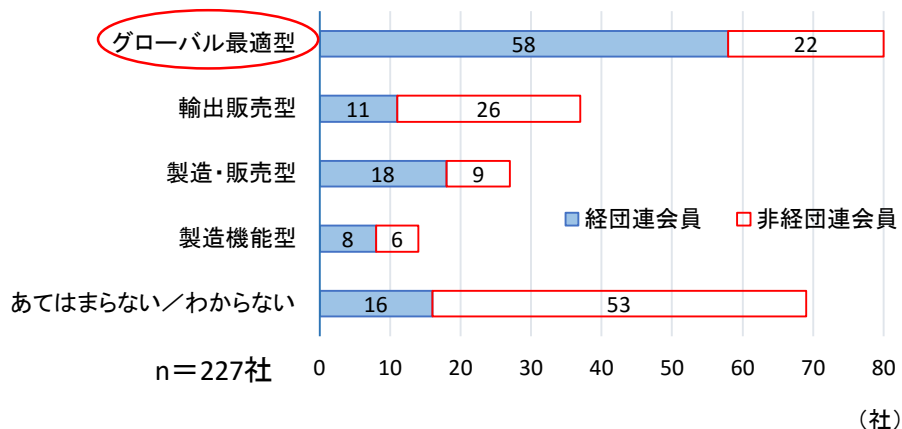
【回答数】 463社

- 経団連会員企業 243社(回答率18%)
- 非経団連会員企業 220社(30の各都道府県の地方別経済団体に加盟する
非経団連会員企業)

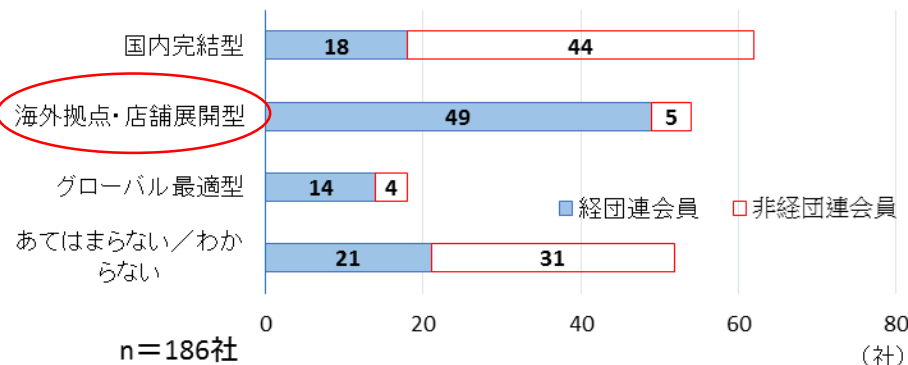
今後、企業が目指す事業展開の類型 —グローバル最適型—

■中期経営計画で目指すグローバル事業展開の姿としては、**製造業では「グローバル最適型」が最も多く、今後、国内外を問わず、最適な人材配置のために世界の拠点間で交流を進める意向が伺える。**非製造業では、経団連会員では「**海外拠点・店舗展開型**」が最も多い。

【図表2】製造業が目指す事業展開の類型



【図表3】非製造業が目指す事業展開の類型



輸出版売型：主として国内市場を中心に事業を展開

製造機能型：海外に製造機能を移転し、海外で製造した製品を日本や他国に輸出し販売

グローバル最適型：研究開発・商品企画、調達、販売・マーケティング、アフターサービス等の各バリューチェーンを国内外を問わず、グローバルな視点から最適な拠点で実施し、拠点間で資源や技術、人材を交流

国内完結型：主として国内市場を中心に事業を展開

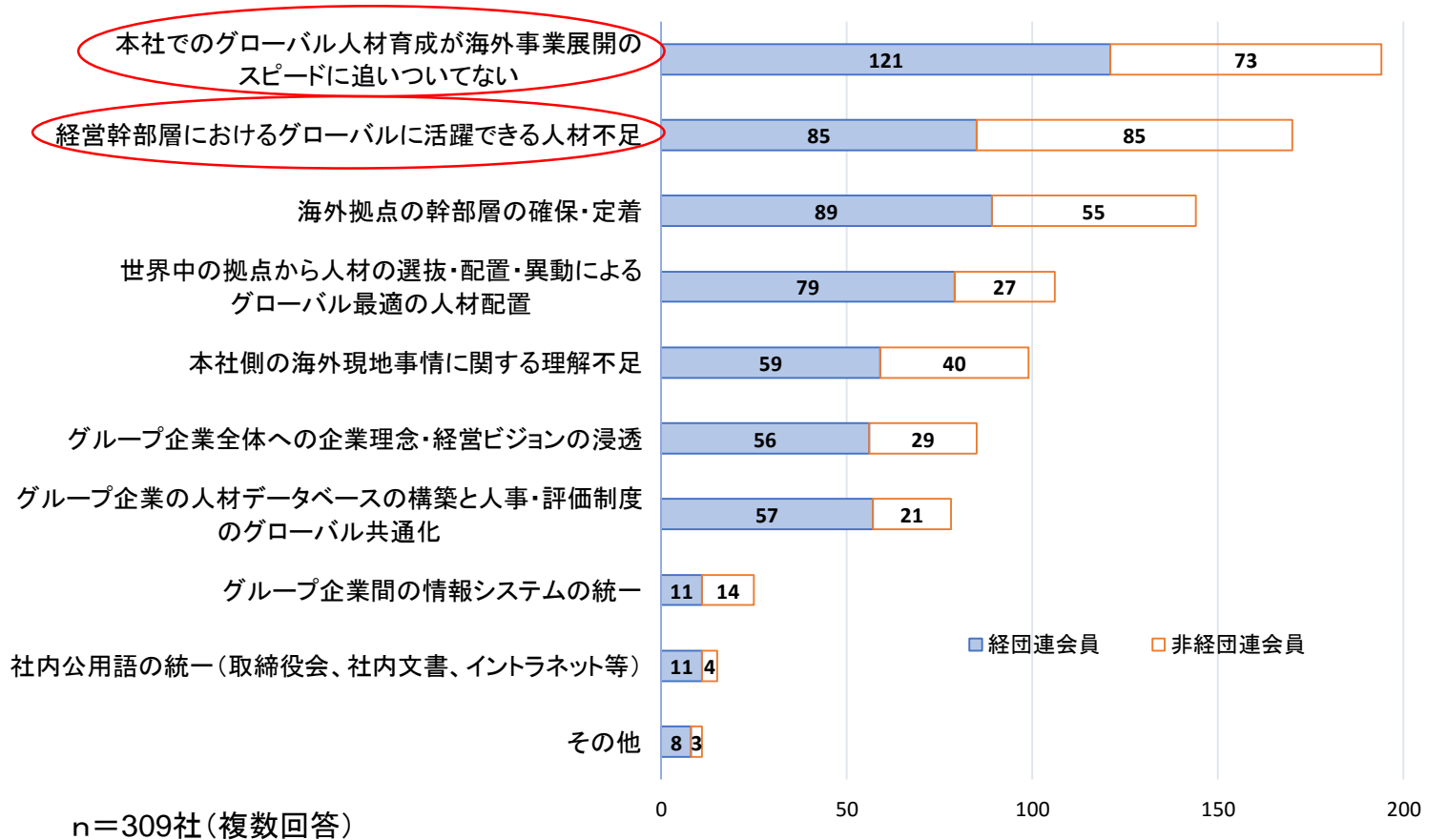
海外拠点・店舗展開型：国内市場に加え、海外拠点（店舗）を設立、又は海外企業と提携、または買収して海外事業を展開

グローバル最適型：研究開発・商品企画、調達、販売・マーケティング、アフターサービス等の各バリューチェーンを国内外を問わず、グローバルな視点から最適な拠点で実施し、拠点間で資源や技術、人材を交流

グローバル経営における課題

ーグローバルに活躍できる人材の不足が大きな経営課題として認識されているー

グローバル経営を進める上での課題



(社)

グローバル人材に求める素質・能力

■ 前回調査(2011年)で3番だった「**海外との社会・文化、価値観の差に興味・関心を持ち柔軟に対応**」が今回は1位となり、グローバル社会で活躍するためには多様性への理解や寛容性が重要であるとの認識が更に広がったことが伺える。次いで「**既成概念にとらわれず、チャレンジ精神を持ち続ける**」が2位、「**英語をはじめとする外国語によるコミュニケーション能力を有する**」が3位となっている。

グローバル事業で活躍する人材に求める素質、知識・能力

